１１月定例教育委員会

参考資料

（令和８年１１月２０日）

議案

第２１号　丹波篠山市部活動地域展開検討協議会設置要綱の制定について
（教育総務課）・・・１頁

第２３号　丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて
（子育て企画課）・・・２頁

議案第２１号説明資料

丹波篠山市部活動地域展開検討協議会設置要綱の制定について

１　制定の趣旨

丹波篠山市では、令和７年１２月に文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき、中学校における部活動の地域展開を推進しており、休日からの段階的な地域展開を進めているところです。

市長と教育委員会で構成する総合教育会議においても、部活動の地域展開について協議を重ね、特に平日の地域展開に係る課題について確認してきました。そうした中、篠山東中学校ＰＴＡから、保護者等関係者の意見を十分に取り入れることを求める要望書が提出されました。

ついては、部活動の地域展開について、幅広く意見を聴取するため、丹波篠山市部活動地域展開検討協議会（以下「協議会」といいます。）を設置することとし、新たに要綱を制定するものです。

２　制定の概要

（１）趣旨

丹波篠山市立中学校における部活動の地域展開の円滑な推進に向け、幅広く意見を聴取するため協議会を設置することについて、必要な事項を定めるもの

（２）所掌事務

ア　部活動の地域展開に向けた課題及び対応策に関すること。

イ　その他部活動の地域展開に関し、必要な事項に関すること。

（３）協議会の構成

ア　市長、教育長及び２０人以内の委員

イ　委員の構成

（ア）スポーツ文化関係団体に所属する者

（イ）市内の小学校及び中学校の児童生徒の保護者

（ウ）教育関係団体に所属する者

（エ）識見を有する者

（オ）公募に応じた者

（カ）その他市長又は教育委員会が必要と認める者

３　施行期日

公布の日

議案第２３号説明資料

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1　改正の趣旨

国において、放課後児童健全育成事業における人材確保及び育成支援の充実を図るため、放課後児童支援員の要件を拡充する「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和８年内閣府令第９０号）」が公布されました。

本市においても、国の改正内容を参酌し、放課後児童支援員となることができる者の範囲を拡充するため、丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正します。

2　改正の概要

放課後児童支援員は、丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第１０条第３項各号のいずれかに該当する者でなければならないとされていますが、今般、新たに次の者を追加することとします。

（１）児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

（２）次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの

ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者

エ　外国の大学を卒業した者

なお、これらの者についても、放課後児童支援員として配置されるためには、兵庫県知事が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了する必要があります。

3　施行期日

令和９年４月１日